

VI 法規等

1 図書館法

昭和 25 年 4 月 30 日

法律第 118 号

最終改正 平成 20 年 6 月 11 日

第 1 章 総則

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)の精神に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法(明治 29 年法律第 89 号)第 34 条の法人が設立するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は民法第 34 条の法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第 3 条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、電磁的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励

すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第 4 条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したものの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあった期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第 6 条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に關し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、15 単位を下ることはできない。

(司書及び司書補の研修)

第 7 条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第 7 条の 2 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第 7 条の 3 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第 7 条の 4 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない

ない。

(協力の依頼)

第8条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第8条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を2部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第2章 公立図書館

(設置)

第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第11条 削除

第12条 削除

(職員)

第13条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行なう図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(入館料等)

第17条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第18条 削除

第19条 削除

(図書館の補助)

第20条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

第21条 削除

第22条 削除

第23条 国は、第20条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付

をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。

二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第3章 私立図書館

第24条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第25条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第26条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第27条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保について、援助を与えることができる。

(入館料等)

第28条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第29条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第25条第2項の規定は、前項の施設について準用する。

附 則 (抄)

1 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。但し、第17条の規定は、昭和26年4月1日から施行する。

2 多摩市図書館条例

平成8年12月26日

条例第26号

直近の改正 平成19年10月5日

(設置)

第1条 多摩市は、市民の教育、学術、文化の向上のために、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

2 図書館の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(管理者)

第2条 図書館は、多摩市教育委員会(以下「委員会」という。)が管理する。

(職員)

第3条 図書館に館長、司書、その他の職員を置く。

(図書館協議会)

第4条 法第14条の規定に基づき、第1条第2項に掲げる図書館について、1の多摩市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員の定数は、10人以内とする。

- 3 委員の任期は 2 年とし、補欠による委員の任期は、前任委員の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 協議会に会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によって定める。
- 5 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長の職務を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)
第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 略
- 3 略

附 則

この条例は、平成 20 年 3 月 22 日から施行する。

別表(第 1 条関係)

名 称	位 置
多摩市立図書館	多摩市落合二丁目 29 番地
多摩市立東寺方図書館	多摩市東寺方 626 番地 7
多摩市立豊ヶ丘図書館	多摩市豊ヶ丘五丁目 6 番地
多摩市立関戸図書館	多摩市関戸一丁目 1 番地 5
多摩市立聖ヶ丘図書館	多摩市聖ヶ丘二丁目 21 番地 1
多摩市立永山図書館	多摩市永山一丁目 5 番地

3 多摩市立図書館の管理運営に関する規則

昭和 48 年 6 月 5 日

教委規則第 7 号

直近の改正 平成 21 年 2 月 23 日

(目的)

第 1 条 この規則は、多摩市図書館条例(平成 8 年多摩市条例第 26 条)に基づき、多摩市立図書館(以下「図書館」という。)、多摩市立東寺方図書館、多摩市立豊ヶ丘図書館、多摩市立関戸図書館、多摩市立聖ヶ丘図書館及び多摩市立永山図書館(以下「地域図書館」という。)の管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(図書館奉仕を行う日及び時間)

第 2 条 図書館奉仕を行う日及び時間は、別表のとおりとする。ただし、多摩市教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要と認めるときは、変更することができる。

(図書館奉仕を行わない日)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、図書館奉仕を行わない日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、臨時に図書館奉仕を行わない日を設けることができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

- (2) 12 月 29 日から同月 31 日

- (3) 1 月 2 日から同月 3 日

- (4) 多摩市立関戸図書館については併設商業施設の休業日

- (5) 特別整理日として毎年 15 日以内

2 前項第 1 号の規定にかかわらず、多摩市立関戸図書館及び多摩市立永山図書館については、1 月 1 日及び同号に規定する休日が木曜日にあたる日を除き図書館奉仕を行うものとする。

(図書館奉仕の対象者)

第 4 条 図書館奉仕を受けることができる者は、多摩市内に居住し、又は通勤若しくは通学する者並びに図書館相互利用に関して別に定める市に居住する者とする。

(利用の制限)

第 5 条 図書館長及び地域図書館長は、この規則、又は図書館長若しくは地域図書館長の指示に従わない者に対して、利用を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(損害の賠償)

第 6 条 図書館奉仕を受ける者が、図書及びその他の資料(以下「資料」という。)又は設備若しくは器具等を著しく破損若しくは汚損または紛失した場合は、現品若しくは相当の代価又は図書館長の指定する相当の代価に値する他の資料をもって賠償しなければならない。ただし、図書館長がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りでない。

(貸出しの手続)

第 7 条 図書館は、第 4 条の規定に該当する者で、登録をした者に利用者カードを交付するものとする。

2 利用者カードを所有する者は、図書館及び地域図書館の資料を借受けることができる。

3 前項に規定する以外の者に対し、図書館長が図書館奉仕に支障のない範囲内で適当と認めるときは、資料の貸出しをすることができる。

4 登録申込用紙及び利用者カードの様式については、図書館長が別に定める。

(譲渡等の禁止)

第 8 条 利用者カードの交付を受けた者は、当該利用者カードを譲渡若しくは転貸してはならない。

(利用者カードの紛失)

第 9 条 利用者カードを紛失した者は、当該事実を知った日から 3 日以内に図書館に届出なければならない。

2 利用者カードが貸出登録者以外の者によって使用され損害が生じたときは、その責は当該貸出登録者に帰するものとする。

(貸出期間・貸出点数)

第 10 条 貸出しすることのできる資料の貸出し期間は 15 日以内とし、貸出し点数の制限はしない。

2 前項の規定にかかわらず、図書館長又は地域図書館長が特に必要と認めるときは、貸出しの期間及び点数を別に定めることができる。

(資料の返却)

第 11 条 資料の貸出しを受けた者は、貸出資料を期日までに返却しなければならない。

3 資料を返却期限後も引き続き借りるときは、

当該資料の返却期日までに図書館長又は地域図書館長の承認を受けなければならない。

4 前項の貸出期間は、第10条に規定する返却期日から起算して15日以内とする。

(団体貸出しの特例)

第12条 前2条の規定にかかわらず、多摩市内に設置された他の図書館、学校、施設その他資料を必要とする団体に対し、その団体の目的、状況等により、貸出点数及び期間を別に指定することができる。

(貸出しの停止)

第12条の2 図書館長及び地域図書館長は、次の各号のいずれかに該当する利用者に対して資料の貸出しの停止を行なうことができる。

- (1) 貸出資料を返却期日までに返却しない者
- (2) 貸出資料を亡失又は損傷し弁償する旨の届出をしたにもかかわらず、指定の期日までに弁償を完了しない者
- (3) その他、図書館長が特に貸出停止が必要と認めた者

2 前項第1号の資料の停止を行うに当たって、図書館長及び地域図書館長は、多摩市行政手続条例(平成7年多摩市条例第23号)第13条第2項第5号に該当するあらかじめ名あて人となるべき者の意見を聴くことを要しないものとする。

(図書の管理)

第13条 閲覧又は貸出しに供する図書(以下「図書」という。)の管理は、多摩市物品規則(平成18年多摩市規則第28号。以下「物品規則」という。)第28条の規定に基づき、同規則で定めるもののほか、次条から第17条までの規定による。

(図書の管理者)

第14条 図書の管理は、図書館長が行う。

(図書の処分)

第15条 図書館及び地域図書館で使用中の図書が不用又は使用に耐えられなくなったときは、図書館長が売却又は廃棄の手続きをする。

(図書の亡失又は損傷)

第16条 図書館及び地域図書館で使用又は貸出し中の図書が亡失又は損傷したときは、図書館長が亡失又は損傷の手続きをする。

(備えるべき帳票)

第17条 図書館長は、使用中の図書について備品図書台帳を作成し、備えなければならない。

(資料の寄贈、寄託)

第18条 物品規則第12条第1項の規定にかかわらず図書館長は、資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 物品規則第12条第3項の規定にかかわらず図書館長は、寄贈物品受領証を寄贈者に交付する。

3 寄贈又は寄託を受けた資料は、他の資料と同様の取扱いをする。

4 図書館長は、寄託された資料の亡失又は破損若しくは汚損については、その責を負わない。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

4 多摩市立図書館処務規程

昭和48年6月5日

教委規程第3号

直近の改正 平成20年3月7日

(目的)

第1条 この規程は、法令その他別に定めるもののほか、多摩市立図書館(以下「書館」という。)、多摩市立東寺方図書館、多摩市立豊ヶ丘図書館、多摩市立関戸図書館、多摩市立聖ヶ丘図書館及び多摩市立永山図書館(以下「地域図書館」という。)の組織、事務分掌及び文書の取扱い等について必要な事項を定めることを目的とする。

(担当の設置)

第2条 図書館に管理・奉仕担当3(以下「担当」という。)を置く。

(職の設置)

第3条 担当に担当主査を、地域図書館に地域図書館長を置く。

2 図書館に主査を置くことができる。

(館長等の職責)

第4条 図書館長は、上司の命を受け、図書館及び地域図書館の館務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 担当主査は、上司の命を受け、担当の事務を総括処理する。

3 地域図書館長は、上司の命を受け、地域図書館の事務を処理する。

4 主査は、地域図書館長又は担当主査の命を受け、その指示するところにより係の所属職員に対し助言を行い、事務を処理する。

5 前各項に定める職員以外の職員は、上司の命を受けて、事務に従事する。

6 前各項に掲げる者は、担任の事務の執行状況につき、随時文書又は、口頭により、上司に報告するものとする。

(事務分掌)

第5条 担当及び地域図書館の事務分掌は次のとおりとする。

管理・奉仕担当

- 1 公印の管守に関すること。
- 2 文書の收受、発送及び保管に関すること。
- 3 予算、決算及び経理に関すること。
- 4 施設、設備の維持管理に関すること。
- 5 図書館協議会に関すること。
- 6 図書館事業の企画及び調査研究に関すること。
- 7 図書、記録その他必要な資料の収集及び利用に関すること。
- 8 広報活動に関すること。
- 9 図書館の利用統計に関すること。
- 10 読書及び図書館利用の普及推進に関すること。
- 11 読書相談に関すること。
- 12 希望読書及び情報検索の補助に関すること。
- 13 読書案内及び調査研究の助言に関すること。
- 14 市民の図書館活動に対する援助に関すること。
- 15 他の教育機関、読書団体等との連絡及び協力

に関すること。

16 その他図書館事業に関すること。

17 館の庶務に関すること。

地域図書館

1 地域図書館の事業の企画及び調査研究に関すること。

2 図書、記録その他の資料の利用に関すること。

3 施設、設備の維持管理に関すること。

4 その他地域図書館事業に関すること。

(事業報告)

第6条 図書館長は、各月における事業の概要をその翌月の15日までに教育部教育振興課を経て教育部長に報告しなければならない。

(文書の取扱い)

第7条 文書の取扱いについては、多摩市教育委員会事務局文書管理規程(平成15年多摩市教育委員会規程第2号)を準用する。この場合において、「課」又は「主管課」とあるのは「図書館」に、「課長」又は「主管課長」とあるのは「図書館長」と読みかえる。

(職員の服務規程の準用)

第8条 職員の服務に関して、特に定めるもののほかは多摩市の例による。

(職の指定の準用)

第9条 図書館の職の指定に関しては、多摩市組織規則(昭和46年多摩市規則第19号)を準用する。

(委任)

第10条 この規定に定めるものの他必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この規定は、平成20年4月1日から施行する。

(会議録及び報告)

第4条 会長は、会議録及び必要書類を作成し、図書館長に報告するものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、図書館長が別に定める。

附則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

5 多摩市図書館協議会規則

平成4年3月31日

教委規則第7号

直近の改正 平成9年2月18日

(趣旨)

第1条 この規則は、多摩市図書館条例(平成8年多摩市条例第26条)第5条の規定に基づき、多摩市図書館協議会(以下「協議会」という。)の議事運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第2条 協議会は、多摩市立図書館、多摩市立東寺方図書館、多摩市立豊ヶ丘図書館、多摩市立関戸図書館、多摩市立聖ヶ丘図書館、多摩市立永山図書館その他設置が予定されている多摩市立図書館の運営に関し、多摩市立図書館長(以下「館長」という。)の諮問に応ずるとともに、これらの図書館の行う図書館奉仕について図書館長に対して意見を述べるものとする。

(会議の招集)

第3条 協議会は、会長が招集する。

(協議会の議事)

第4条 協議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

第5条 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。